３　安定的な製造等の確保を図ろうとする指定装備品等の品目

(1) 指定装備品等の品目

（注１）特定取組の効果が製造等に寄与することが直近において見込まれるものを記載すること。
（注２）指定装備品等が部品や構成品の場合、それらが完成品の製造等のためにどのように用いられるかを具体的に記載すること（別添を可とする。）。

(2) 指定装備品等の製造等が停止された場合に想定される防衛省の調達への影響

（注）指定装備品等が部品や構成品の場合、それらの製造等が停止したときに予想される完成品の製造等に及ぼす影響について具体的に記載すること。

４　指定装備品等の製造等の現状、課題等

（注）図などを用いて記載すること。